

第44回 南大阪駅伝競走大会

平成13年2月4日(日)

すっきりと晴れ渡った青空の下、富田林市で、第44回南大阪駅伝競走大会が行われました。

大会当日は、招待チームの清風高校を含めて、163チーム、約1300人の参加者が集い、それぞれのチームが1本のタスキを6人でつなぎ、全チームが無事ゴールしました。

選手の中には、国際レベルの記録を持つ方や、参加者中最高齢となる72歳の方まで参加していただき、真冬の寒さを吹き飛ばす勢いで大会のコースを駆け抜けていきました。



現代の 子ども考

(指導者の立場から)



交野市立郡津小学校

教諭 米田昭一

(大阪陸上競技協会 小学生担当理事)

子どもは常に変化します。しかしここ10年ぐらいその変化は激しくなっており、特にバーチャル体験が多く、実際には体験しないのに、あたかも体験したような錯覚にとらわれるのが子どもを取り巻く現況です。思う存分、遊びやスポーツに躍動したい時期、させたい時期に子どもが持っている心身の基本的な能力を将来を含め最も活かせるのが「走る」「跳ぶ」「投げる」の陸上競技です。20年間の現場の経験から「将来子どもが自ら自分にあったスポーツを見出し、長く親しんでもらうためには、あらゆるスポーツの基本である走る・跳ぶ・投げるの動作の面白さを体験し、感じてもらい、陸上競技(運動)を通じて多くの友達をつくるのが大切である。」と信じて、その手助けを指導者としての立場で実践しています。

それゆえ、大人である指導者は子どもにいつも見られていることを意識して接してください。きっと新たな発見をすることでしょう！

寄附のお願い

大阪府では、府民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことによって、健康でゆとりや潤いを実感することができる「生涯スポーツ社会づくり」を推進しています。

「なみはやスポーツ振興基金」は、皆様からいただきました寄附金を大切に運用し、スポーツの振興に向けた様々な事業を展開しています。

皆様からのあたたかいご寄附をお待ちしております。

税制上の特典

この基金は大阪府基金条例に基づいて設立された基金ですので、寄附金は次のような税の優遇措置を受けることができます。

法人の寄附は、寄附金相当額が損金になります。(法人税法第37条第3項)

個人の寄附は、次の計算式により算出した金額が、課税される所得額から控除されます。(所得税法第78条)

所得控除金額 = 寄附金相当額(年間所得の25%が限度) - 1万円

相続した財産を申告期限内までに寄附された場合は、寄附相当額に対する相続税は非課税となります。(租税特別措置法第70条)

「なみはやスポーツ振興基金」への寄附のお申し込み等に関するお問い合わせ

「なみはやスポーツ振興基金」担当

TEL 06-6941-0351 <代表>内線(4896) 06-6944-6055 <直通>